

裁判員経験者の意見交換会議事録

富山地方裁判所

1 日時

10月13日（金）午後2時40分から午後4時10分まで

2 場所

富山地方裁判所大会議室

3 出席者

司会者 後 藤 隆（富山地方裁判所刑事部総括判事）

裁判官 松 井 修（富山地方裁判所刑事部判事）

検察官 小 山 陽一郎（富山地方検察庁三席検事）

弁護士 佐 藤 大 樹（富山県弁護士会所属）

裁判員経験者 3人（1番，3番，4番（2番欠席））

4 議事内容

○裁判員を経験しての全般的な感想について

（司会）本日の司会を担当いたします，富山地方裁判所刑事部の後藤と申します。

裁判員経験者の皆さんとは一緒に事件を担当しました。本日もよろしくお願
いします。それでは意見交換会を始めさせていただきたいと思います。最初
は，皆さんに裁判員を務めての全般的な感想などを話していただきたいと思
います。1番の方の事件については，強盗致傷の事件で，2人の共犯という
ことで，被告人のうち1人は全て認めたのですが，もう1人についてはどこ
で主犯と一緒に強盗をやろうということになったかについて争われたという
ことで，事実認定で少し困ったという事件でした。それでは，1番の方，全
般的な感想などをよろしくお願ひします。

（1番）最初はよく分からなくて，2人の被告人がいまして，1人ならもっと簡単
だったのかなと思うけど，意見が分かれまして，1人が実刑で，1人が執行
猶予の判決だったと思いますが，実際の犯行場所について証拠がなかったの

で、大変困惑しました。

(司会) 被害者や2人の被告人のそれぞれの言い分が違っていたところがあったりしたので、どれが正しいのか、なかなか難しい事件だったのかなと思います。続いては、3番と4番の方の事件ですが、暴力を振るった結果、硬膜下血腫で死亡させたという傷害致死の事件でした。それでは、3番の方から感想をお願いします。

(3番) 80代でこういう社会に参加できたのが一番嬉しかったです。年寄りだからといって横に置かないで、また皆さんの中に入れてもらいたいなと思います。年金生活で社会から離れていますけど、何も分からないけど、耳はよく聞こえる方だったので、しっかりと事件のことは良く分かりました。本当に分かりやすい裁判だったと思います。ただ、最後の判決のところで、難しかったように思います。

(司会) 最初は、「あまりちょっとこういう所は経験がないので、できれば…」というところから参加していただいたのですが、評議でもしっかりと意見を述べていただいたので、参加していただいて良かったのではないかと思います。最後少し迷った点は、結論的なところでどうかということでしたかね。

(3番) そうです。

(司会) ありがとうございます。では、4番の方をお願いします。

(4番) この裁判員裁判を経験して、新聞を見ると意外と裁判員裁判って多いんだなというのを感じました。この事件を経験して、被告人のいろんな過去のことで、家族のことなどが出てくると、こうではないか、ああではないか、こういうことではないのではないか、これくらいの刑にしなければいけないのではないか等、いろんなことを思ったりしましたが、裁判長が「人を憎まず、罪を憎む」ということをおっしゃられていまして、自分の気持ちの軌道修正等をしたりました。やはり、人ではなく、罪に対して裁いていかなければいけないということを、この裁判を経験して改めて思いました。やはり人を

裁くというのは、人の人生を左右することなので、安易に考えてはいけないということが、とても良く分かりました。

(司会) ありがとうございます。そのような趣旨のことを私が話して、それが心に残っているということで、とても嬉しく思います。

○公判審理について

(司会) それでは、少し具体的な事項ごとに意見交換に入っていきたいと思います。

まず、公判審理についてですが、始まってすぐのところ、被告人の本人確認をした上で、この事件について間違いがないか被告人の言い分を聞いた後、検察官、弁護人が冒頭陳述ということで、この事件はこういう事件で、こういう風に見るべきだということをそれぞれの立場からプレゼンテーションしたということがあったのですが、事件の内容等について書面等を見ていただいて、分かりやすい書面だったのか、ちょっと見る気が起きないような書面だったのか、その部分を含めてお話いただければと思います。

(1番) 冒頭陳述でびっくりしたのが、被告人が2人いたもんだから、弁護士同士で罪のなすり付け合いといいましようか、主犯の譲り合いといいましようか、弁護士の方が大変真剣になっておられて、大変驚いた記憶があります。

(司会) 共犯者が2人いて、どちらがどの程度の役割を果たしたのかというところで難しい事件であり、検察官と弁護人というよりは、弁護人同士で争うといったところがあった事件ではありましたね。

(4番) 冒頭陳述は、そんなに分かりづらいところはなかったと思いますが、専門用語や医学用語の部分で、私たちは素人なので当たり前と言えども当たり前ですが、若干分かりづらいところがあったかなと思いました。あと、検察側と弁護側の資料の見やすさの差があったかなと思いました。証拠書類なども、途中どれなのかなというのがあったりもして、自分としても迷ったところがあったのですが、スライドや画像で、目の前のモニターで見られるのは比較的に見やすいと思いました。

(司会) 冒頭陳述の話ですと、検察官の方は、いろいろ色刷りになっていて、文字についても、よく見てもらいたい部分に色が付いていたり、どういうところを中心に見ていけば良いかという点について、見やすかったということですかね。一方、弁護人の方は、旧来型と言いますか、文字がずっと並んでいて、しかも、特に色分けや図がなかったりといった点、特にどこが重要なのかについて見づらいというところで、差があったということですかね。続いて、3番の方はどうでしたか。

(3番) 難しかったけど、言っている内容はキャッチできました。あとは、長いなあと思って見ていました。全然知らない世界なので。

(司会) 一応、時間としては、双方10分ずつといったところだったと思うので、そんなに長かったということもないのですが、やはり初めてのことでもあるので、実際は長く感じたということでしょうかね。

(3番) はい。

(司会) 言葉などについても、少し分かりにくいところもあったということですかね。

(3番) はい。

(司会) 検察官は、一つの組織として対応していますので、いろんな事件を踏まえながらということで、段々良くなっていくということもあるでしょうけど、弁護士は、それぞれ独立されてやっているの、なかなか難しいところがあると思うのですが、佐藤弁護士は何かございますか。

(佐藤弁護士) 今、資料の作り方というところの指摘がありましたけど、弁護士の中でも作り方がそれぞれ違っています。私は、裁判員裁判という制度がある中で弁護士になっていますけど、旧来型の裁判官裁判の枠組みでやったり、一般の方に分かりやすく説明することまでしなくても良かった時代は確かにありました。ですが、現時点では、富山の弁護士会も含めて、弁護士の方で、一般の方々に見やすいような資料の作り方、通常どおり書いてある文字を読

むのではなく、聞いていて分かりやすい話し方といったところを皆で勉強していこうということで、研修等をやっているということになります。

(司会) その辺り、佐藤弁護士のプレゼンテーションは、かなり分かりやすかった方ではないかと思うのですが、佐藤弁護士の話を聞かれたのは1番の方ですが、いかがでしたか。

(1番) 重要なところは押さえてあったと思います。

(司会) 弁護士は、独立してやっている点で、それぞれ違うところが良い面でもあるので、統一すればいいというわけでもないというのが、弁護士の難しいところでもあるのですが、検察官と比べて、分かりやすかったかどうかという点だと、そもそも弁護士というのは、被告人のことを言わなければならないということで、どうしてもやりにくいところが元々あるにしろ、結果として差が出ているのは、もう少し努力していただきたいというところですね。ということで、研修も熱心にしていただいているところなのかなとも思います。それから、先ほど証拠調べの関係で、4番の方からは、特に検察官側の写真とか図面とかを、パソコンの画面をモニターに写して見せてもらったのが、非常に分かりやすかったということですかね。

(4番) はい。

(司会) おそらく皆さんのときは、そんなに長い調書を読むということにはなかったのではないかなと思うのですが、どうですかね。

(4番) すごい長いのかなと思っていたんですけど、時間で決まっていて、そんなに長くない、苦痛ではない時間で裁判を進行できているんだなという風には思いました。

(司会) その辺りは、裁判員裁判をやっている中で、長い調書を何十分も読むのはちょっとどうかなということから、できれば重要な人には本人に来てもらって話を聞くというような形で、意識して変えているところであり、そういう点では、一定の目的は果たしているのかなと思います。この点について、検

察官としては、何か違うお考えがあるかとも思いますが、いかがですか。

(小山検察官) 裁判員の皆さんの前では、分かりやすさというのが一番大事ですので、調書を読むよりは、本人に話を聞くというのが臨場感があって分かりやすいというのは、そこは十分理解していますので、こちらも十分配慮して、協力していきたいと思っています。

(司会) そこは、十分協力していただいていると思っています。それから、1番の方の事件では、防犯カメラが犯行現場の入り口に付いていて、その様子を見ながら、いろいろと話し合っていたと思いますが、その辺りはいかがでしたか。見て分かったでしょうか。それとも、評議室でも繰り返し見た気もしますが、最初に法廷で見ただけでは、なかなか分からない感じでしたでしょうか。

(1番) 防犯カメラを見たんですけど、一応、被告人が犯行現場に入ったのは映っていたんですけど、入って出てきて本当に暴力を振るったところが映ってなかったんで、実際に犯行現場に入ったのは入ったんでしょうけど、こちらも判断に大変困りました。

(司会) 確かに犯行の状況自体は映っていなかったですけど、どういう流れで、どういう行為が行われたかについては、被告人2人と被害者で、あまり違いはなかったような覚えがあります。

(松井裁判官) 確かに防犯カメラで肝心なところは映っていないんですけど、被告人2人が何かちょっと話をしているかなという所は映っていて、そういう状況自体は、公判では大体お分かりになったんじゃないかと思っています。それがどういう意味付けかというのを評議で見返して、皆さんで考えていただいたというように思っています。

(司会) 法廷で一度見ただけではなかなか分からないかもしれませんね。

(1番) はい。

(司会) 証拠書類を調べた後は、証人尋問や被告人質問ということでそれぞれの話

を聞くことになったのですが、質問が早口で聞き取りにくかったとか、声が小さかったとか、何か分かりやすかった点、分かりにくかった点はありませんでしたでしょうか。

(3番) 非常に分かりやすかったです。

(4番) 分かりやすい裁判だったとは思っているので、やり取りは分かりやすく、被告人が家族を思っているいろいろやっていたというのは、とても良く伝わってきたと思います。被告人質問や被告人の奥様の尋問を聞いている限りでは、家族を大切にしている方というのは伝わってきたと思います。被告人が時々質問されたことにずれたところもありましたが、それも多分気持ちが高ぶったことなのかなと思って聞いていました。

(司会) 1番の方の事件では、犯行自体はある程度違いがなかったんですが、そこに至る経緯は少しはっきりしないところ、言い分が違うところがあって、事前に話合いがあったのかどうかなど、最終的な判断などを含めて難しいところはあったと思うのですが、それぞれ、どういうことを言いたいかは、分かりましたかね。

(1番) 分かったかといえば、分かったかなと思います。

(司会) 弁護人の立場から、何か配慮した点などはあったでしょうか。

(佐藤弁護士) この事件は、事件発生から1年程経ってから裁判になったということで、当事者皆の記憶が薄れているということは、確かにあったと思います。特に、共謀に至る、要するに、一緒にやるぞとなったところが争いになったのですが、その部分について共犯者2人も記憶があやふやだし、ああでもない、こうでもないと言ったとしても、どちらに証拠があるわけでもないとなると、事実認定をする上で、裁判員の方も難しかったのかなと思います。どういうことがあったのかについては、裁判官ともいろいろ評議の中でお話をしたのかなと思います。それから、共謀成立、やるぞということになったのがいつだったのか、誰がどういう攻撃をしたかということも争いになってい

たのですが、そこについても、お互い違うことを言っていて、なかなか裁判員の方も分かりにくかったのかなと思いました。弁護人としては、被告人の言い分を裁判官や裁判員の方にしっかり聞いてもらうということになるので、そういう点では、言いたいことは言えたのかなと思います。

(司会) 3番、4番の方の事件では、医学的なことが少し問題となって、解剖の担当医師に法廷に来ていただいて、スライドなどを使いながら説明していただいたのですが、その辺りは、いかがでしたか。

(3番) そんなに強いショックでなくても、死亡という結果につながりかねないということを、医師の話聞いて、よく分かりました。

(4番) 解剖医の方の説明で、血小板の問題については微妙な感じで、そこは未知の世界というか、分からないところでしたが、硬膜下血腫のところは、日常的なことでも気を付けなければいけないことだと思い、今回の事件でも痣とかに反応が出るとかとおっしゃっていた気がするので、段々聞いているうちに分かるようになってきて、自分としても勉強になったということがあります。

(司会) こういう事件で生々しい証拠を見てショックを受けたというようなことが報道されることもあるんですが、裁判所としてはそういうことがないように配慮したつもりですが、その点は、いかがでしょうか。

(4番) 一応、そういう証拠写真があって、白黒でということで配慮していただいたんですが、実際に後で他の皆さんとも話をしたんですが、白黒なので分かりづらいというところがあって、そうなんだという風に聞いているしかなかったというところがあったのが、正直なところ。ただ、実際それがカラーだったとしたら、素人である私たちは衝撃を受けるのかなというのはあります。

(司会) その点は、公判前整理手続で、検察庁と話題にしたり、解剖医との関係でも検察庁にお願いしたところもあったんですが、検察官の立場としては、い

かがでしょうか。

(小山検察官) 写真についてですが、分かりづらいという御意見はもっともかなと思います。率直な意見をお伺いしたいのですが、白黒であれば、もう少し鮮明でも良かったという印象でしょうか。

(4番) そうですね、実際、腕とか足とか言われても、そうなんだという感じでした。鮮明でもなかったということもあったと思うんですが、正直分かりづらかったです。

(小山検察官) あれは、裁判官や弁護人の意向も踏まえて、できるだけ刺激性を少なくするために、ピンポイントに痣の部分だけは鮮明にして、周辺をぼやかした加工をしたんですが、逆にこれが分かりづらかったということですかね。

(4番) そうかもしれません。人によっては、多分、心理的にちょっとという人もいると思うので、何とも言えないです。人によって感じ方が違うので。でも、多分ああいう加工ではなく、もう少し鮮明だと分かりやすいのかなとは思いますが。

(松井裁判官) 例えば、写真ではなく全てイラストで、ここにこういう痣がありますというような説明的なものであったら、分かりやすいと思われるのか、やっぱり写真を見たいと思われるのか、いかがですか。

(4番) イラストの方が分かりやすいのかなと。色が付いているんですよ。

(松井裁判官) はい。

(4番) その方が、画像よりは分かりやすいかもと、私個人としては思います。

(3番) やはり、しっかりとしたものの方が良いかなと私は思います。

(司会) 人によっては、非常にショックを受ける方がいらっしゃることも事実で、そういう方かどうかは事前には分かりませんので、裁判所としては慎重にならざるを得ないということでやっているところです。

○事実認定の評議について

(司会) 事実認定の評議の点では、1番の方の事件で、それぞれの言い分が違って、

- かなり古い事件で、はっきりとした証拠があるわけでもないということで、かなり難しかったのではないかと思います。いかがですか。どこで二人でやろうということになったのかという点が、一番の争点だったわけですけど。
- (1番) 被告人が2人しかいないんですから、やってないということは、まずないと思ったんですけど。
- (司会) 被告人2人が少し話し合って、被害者を追いかけていったところで、やろうとなったという判決になっているわけですが、その辺りについては、客観的なものがあるわけではないので難しかったと思いますが、裁判員の皆さんで十分に話し合えたと思われませんか。
- (1番) 十分に話し合ったと、私は思っています。
- (司会) 3番、4番の方の事件は、事実自体にあまり争いはない事件でしたが、いかがでしたか。
- (4番) 被告人の過去の出来事を聞いていろんなことを想像してしまっていて、いろんな話に広がってしまいました。話が広がると、決めるのが難しいと思いましたが、ずれてはいけないということで軌道修正しながら話し合って、事実確認をしていた気がします。
- (3番) 人が死ぬということは本当に大変なことであり、そのところは心の中で、厳しくしたいと思っていましたが、最後は皆さんとの話合いで決まりました。
- (司会) それで、結局、お母さんもいらっしゃったんですが、あまり話ができないというところと、被害者が亡くなっているのだから、被告人の話と被害者の体に残っていた痣等から、暴力の程度がどのくらいだったかというところを判断するのは、なかなか難しかったかなと思うんですが、その点はいかがでしたか。
- (4番) 被告人は、自分はそんなに強くやったつもりはないようなことを言っていましたけど、亡くなったことは事実なので、感情が高ぶっていて、自分がどのくらいやったのか分からなくなっていたのかなと客観的に思ってしまおうと

ころです。

(司会) それは、痣とかそういうところを含めてということですかね。

(4番) そうですね。話を聞いていると、暴力をすごく執拗にやっていたので、やっぱりカーッとなる人なのかなと思ったりもしました。

(司会) それだけ被害者のことをいろいろ心配していたという、本人なりの事情もあって、怒っただけでやったわけではないというところもあったようですけどね。

○量刑の評議について

(司会) 続いて、量刑の評議についてということで、それぞれ最終的に有罪ということになり、量刑を決めなければならないことになりました。1番の方の事件では、被告人が2人ということで、量刑をそれぞれどうするかについてや、3番、4番の方の事件では、死亡という大きな結果を起こした被告人の量刑をどうするかについて話し合ったと思いますが、最終的な結論を決めなければならないというところで、難しかった点やプレッシャーなどがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

(3番) ここのところが一番厳しかったです。もう少し時間があれば良かったかなと思いました。ここが一番、家に帰っても疲れて疲れて…。それまでは、一生懸命、真剣に聞いていれば良かったんですが、この判決のときほど疲れたことはなかったです。

(4番) テレビで、このぐらいの事件ならこのぐらいなんだというようなことを漠然と見ていて、でも実際に自分が裁判を経験して、そんな漠然と考えてはいけないということと、前提として資料を見せていただいて、こういうときはこういう刑が科せられるという判断があったので、そういうものを見せていただいたので、決めやすかったのかなと思います。それがなければ、いつまで経っても決めかねるというか、どれが正しいのかというのを自分の中でも分からなかったかもしれませんし、難しいところといえば難しいところだ

なと思いました。あとは、執行猶予を付けるかどうかというところもありましたし。

(司会) 3番の方は、時間がもう少しあった方がというようなこともおっしゃられていましたけれども、4番の方はいかがでしたか。

(4番) 逆に、時間があつた方が決められないような気もしますし、皆さんの意見を聴いて、これだなと結論を出したような気もしますので、そんなに時間が足りなかったということはありません。

(司会) 説明の中で、皆さん初めての経験ですし、一人一人が責任を負う必要はない、皆で話し合つて決めることであり、グループとして考えることだということ、一定の時間の制限はあるけれども、その中で一生懸命話し合つて、被告人にとっても社会にとっても納得できる結論を目指して話し合ひましょうというお話はしたと思います。

(4番) そんな感じで話し合つたと思います。

(司会) それから、量刑検索システムについてですが、絶対の基準ではないけれども、参考にしながら刑を決めましょうという話もしたと思いますが、こういうものがなければ、かなり結論を出すのは難しかったですでしょうか。

(4番) いろいろなことを考えての結論だったと思うので、そういうものを参考にして、これが妥当だなということを最終的には感じました。

(司会) 1番の方の事件は、被告人が2人いて、結論も実刑と執行猶予という形になり、そういう意味でも余計難しかったというところもあったと思うのですが、いかがですか。

(1番) 私には、難しかったですね。実刑の方は、すんなり決まった感じもしますが、もう1人はいろいろあつたようで執行猶予ということで、その年数も話し合つて、4年だったかと思いますが、そういう結論になったと思います。量刑検索システムについては、参考になったと思います。

(司会) 量刑ということになると、本人のやったことや家族のことも含めて考える

ということにもなりますが、3番、4番の方の事件だと、被告人の奥様にも来ていただいて、今の家族の置かれている状況や、今後どうしていくかといったことを話していただきました。3番の方は、先ほどもありましたが、起きた結果の大きさを考えるとどうなのかというところで、悩まれたということになりますかね。

(3番) そうですね。そこがやっぱり大変悩んだところでした。

(司会) 先ほども言いましたが、一人一人ではなく、皆で考えることだからということであっても、そういうプレッシャーは大きかったということですかね。

(3番) はい。本当に上手に説明していただいて、よく理解できていたんですが、いざ、ここで判決となったら、大変な思いをしました。簡単なものではないという経験でした。

○負担のあった点、改善すべき点について

(司会) 今回、裁判員裁判ということで、最初に呼出の日から始まって、実際に裁判が始まり、その後何日か話し合いを重ねた上で結論を出すということだったんですが、そういう中で、負担を感じた点やもう少しこうの方が良かったという点について、裁判所、検察官、弁護士に対して、何かありましたらお聞かせ願いたいと思います。1番の方いかがでしょう。

(1番) あまり、無かったような気がします。

(司会) そうですね。4番の方はどうですか。

(4番) 私は仕事をしていたので、通知が裁判の1か月前くらいに届いたと思うんですが、その時点ではまだ裁判員とは決まらず、選任手続の日に決まるということだったので、一応、会社にもそういう制度があるので、休みは取れたんですけど、中には仕事が休みづらいという人もいらっしゃいました。私の仕事では、1か月くらいで妥当かなという気はしました。ただ、時期が冬でしたので、雪がひどくて、それで大変な思いをしました。それが一番大変だったところでした。

(司会) 雪かきをしたという話なんかも出ていましたね。火曜日に選任手続を午後から行いまして、その週の金曜日から審理をしたということで、間が2日空いていましたね。

(4番) 一応、私としては、そんなにタイトなスケジュールではなかったと思います。ただ、私は遠方に住んでいるので、時期的なこともあり、行くのが大変だったというのありました。

(司会) 選任から少し日が空いたのは、良かったかなということですかね。

(4番) 仕事の調整ができたので、私としては良かったです。

(司会) 途中、裁判所の都合もあって、間に評議をしない休みの日が1日あったりしたんですけど、その点はいかがでしたか。中には、仕事をしていてもなかなか頭から離れなかったという方もいたんですけど。

(4番) 続けてやってしまった方がいいのかなという気もするんですけど、1日空くことで気持ちもリフレッシュできるんじゃないかなという気もします。

(司会) 3番の方は、どうでしたか。

(3番) 私は、毎日が休みですので、そこはどんな形でもいいんです。私は、緊張の無い生活をしていたので、この1週間で社会に入れたということを感じられました。友達にも言ったりしたんですが、友達からも「80代でそんなことができるというのはすごい。」、「自分でもそういう経験をしてみたい。」というようなことを言われて、皆、興味を持っているようでした。今の80代は元気だから。そういう意見を聴いて、いい経験をしたなと感じています。

(司会) 感じたことなどをいろいろ話していただいて、そういうことで、いろんな経験を持っていらっしゃる方が話し合っただけで決めるというのが、裁判員裁判の良い所だと思いますので、参加していただけて良かったなと思います。他に、何かありますでしょうか。一緒に昼食でお弁当を食べたりなどもしたりしましたけど。

(4番) 誰かが、毎日同じではなく違うお弁当屋さんだったらよかったという意見の方もいたような気がしますけど、確かにそうかなとも思いました。ただ、それしか無いなら仕方ないかなと。近くにコンビニもないし。でも、比較的楽しく皆で食事をした記憶です。

○裁判員を経験していない一般の方に伝えたいこと

(司会) 先ほど、3番の方には事実上少し話をさせていただいたような感じですが、今後、裁判員を経験されるかもしれない一般の方に対して、自分たちの経験を踏まえて伝えたいことなどがありましたら、お聞かせください。1番の方はいかがですか。

(1番) 選ばれたら是非参加してもらいたいなと思いました。良い経験になりました。

(司会) 一般の人だと、なかなか話合いとかができないんじゃないかと心配される方もいらっしゃると思うんですけど、その点については、いかがでしたか。

(1番) 意外と話しやすかったです。活発にお話をされて、何とかまとまったと思います。

(司会) 3番の方は、先ほど、高齢であっても十分参加できるとお話していただきましたけど、いかがですか。

(3番) そこは、とても感じました。友達からも是非そういう経験がしたいということ、しっかりと聞いてきましたので、80代でも入れてもらえないかなという感想です。70代、80代は一緒なんですよ。

(司会) そうですね。70歳になれば一応辞退ができるということなんですが、それはもったいないなということですかね。

(3番) そうです。また、そういうチャンスを与えてください。お願いします。

(司会) 4番の方は、働きながらということで、大変なこともあったと思いますが、いかがでしょうか。

(4番) 私も、まさか自分が裁判員を経験するとは思っていませんでしたけど、実

際に来てみたら、裁判長や裁判官の方々もとても接しやすく話しやすく、良い経験をさせていただいたと思います。まだ経験していない方に対して、私経験したんだということを話しても、「良い経験だよね。でも…。」と言う方が多くて、「証拠写真とか見るんでしょ。私そういうのダメなんだ。」とかいう意見があって、そんなにひどくないよと言っても、「いやいや、ダメダメ。」という意見が大半でした。それをどうやって上手く伝えるか、私は人生の一つの良い経験だなとすごく思ったので、そういう通知が来て、チャンスがあるのなら、積極的に怖がらずに参加してもらえたらなと思っています。やっぱり、すごく良い経験をさせていただいたし、裁判所という所をちょっとだけ身近に感じるようになりました。

(司会) 非常に心強い御意見をいただきました。我々としても今後とも努力していかなければならないと思っております。では、検察官、弁護士の方からも、本日の意見交換会を踏まえて聞きたいことや感想などがありましたら、お願いします。

(小山検察官) 本当に貴重な御意見ありがとうございました。御意見を踏まえまして、当庁としましても改善すべきところは改善していきたいと思えます。もし、何か具体的にこういうところをこうしたらいいのではないかという点がありましたら、御意見をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。私の公判立会についてでも一向に構いません。

(4番) 私が経験した事件の検察官は、女性の方だったと思うんですけど、すごく引き込まれる感じの論告だったという印象で、ああいう感じで話していただけると、すごく引き込まれると思いました。

(小山検察官) 尋問関係はいかがでしたか。

(4番) たまにちょっと、意外と突っ込んで聞いているなという印象で、検察官は、そういう立場なのかなと感じました。

(佐藤弁護士) 今日はありがとうございました。皆さんも大変難しかったというこ

とおっしゃっていたんですけど、裁判員裁判で一般の方々の意見を取り入れるという仕組みになっているので、我々としても努力していかなければならないなと思いますし、一般の方々だからこそ、いろんなバックグラウンドを持っているからこそ様々な考えがあると思います。今回皆さんが判断される上で、特に量刑を決める上で、迷っているときに裁判官からこういうことを言われて良かったとかということがあれば教えてください。

(4番) 迷っているときに、家族のこととかをバックに考えてとかおっしゃっていただいたことがあるような気がして、じゃあ、こういう感じなのかなと、自分で納得したような気がします。

(松井裁判官) 裁判所から守秘義務の話をするのと同時に、裁判員裁判を経験した感想をバンバン言っていて構いませんよという話を、私としては、積極的に良い感想であれ悪い感想であれ言っていたきたいと思っていて、そういうこともお話をさせていただいたかなと思うんですけども、今日皆さんから、周りの方に経験談を話していただいているということを伺って、大変嬉しく思っています。ありがとうございました。

(司会) 私も皆さんと久しぶりにお話をさせていただいているうちに、いろんな話をしたことが思い出されました。皆さんと話し合っただけでなく話合い自体も、私にとっては非常に大事な財産、宝物だと思っておりまして、そういうことを改めて考えさせていただく良い機会になったと思います。それでは、本日はお忙しい中、御参加いただきましてありがとうございました。本日皆様からいただいた貴重な御意見、御感想、御提案につきましては、今後の裁判員裁判の運用の参考にさせていただきたいと思います。大変長い時間お疲れさまでした。ありがとうございました。